

# 『UDACコンソーシアム規約』

UDACコンソーシアム  
(第2版：平成15年12月11日改定)

## 【第1章】 総則

### 第1条（団体名称）

本会は、UDACコンソーシアムと称し、英文名称を、*UDAC Consortium*とする。

### 第2条（事務所）

本会はその事務所を東京都文京区本郷3 - 10 - 15に置く。ただし、必要がある場合には理事会の決議により、その場所を変更することができるものとする。

### 第3条（目的）

本会は、UDAC技術規格及びそれに基づく情報流通サービスの普及活動を行う。尚、既存の「ケータイdeミュージック技術規格書」およびそれに基づく情報配信サービスの普及活動もこの一部とする。

### 第4条（活動）

本会は、第3条の目的を達成するために下記の活動を行う。

- 1．UDAC技術規格及びそれに基づく情報流通サービスの普及のための啓蒙活動
- 2．市場ニーズに合致させるためのUDAC技術規格の修正・拡張・改良の意見交換
- 3．機器互換性や運用などの課題についての意見交換
- 4．その他、本会の目的を達成するために必要な活動

なお、本会は、UDAC技術規格、ケータイdeミュージック技術規格及びそれに基づく対応製品・サービスの開発・製造・販売・使用及び本会での活動に伴い発生する損害に関し、いかなる責任も負わない。

## 【第2章】 会員

### 第5条（会員資格）

1．本会の会員たる資格を有するものは、本会の趣旨に賛同し、本会の活動などに積極的に協力する意欲のある営利法人とする。

2．本会の会員は、一般会員および理事会員からなるものとし、理事会員は一般理事会員と常任理事会員からなるものとする。

### 第6条（会員の義務）

会員は本会の目的を達成するために必要な活動に協力しなければならない。

### 第7条（入会及び会員代表者）

1．入会は所定の入会申込書による申込手続きをもって行う。

2．会員は、担当者1名を定め本会に登録するものとする。なお、当該担当者は本会の活動において当該会員を代表するものとみなす。

### 第8条（年会費）

1．理事会員および監事会員は、本会の運営および活動に要する経費を負担するために、年会費、金100,000円（消費税込み）を本会へ納入しなければならない。一般会員の年会費は無料とする。

2．年会費の納入は年1回とし、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規理事会員については、理事会員選任時に、当該事業年度の年会費の全額を納入しなければならない。

3．会員がすでに納入した年会費その他の本会に対する拠出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

### 第9条（退会）

1．会員は、書面をもって退会の意思を本会に通知することにより、本会を退会するこ

とができる。

2. 会員は、本会の退会により、持分の払戻し等、本会に対するいかなる請求権も持つことはないものとする。

#### 第10条(除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事会員の過半数の賛成に基づき、これを除名することができる。

- 1) 理事会員および監事会員が年会費を納入せず、督促後なお3ヵ月以上納入しないとき
- 2) 本会の名誉を棄損する行為または本会の目的に著しく反する行為をしたとき
- 3) 本会の規約に違反したとき

### 【第3章】 機関

#### 第11条(組織及び役員)

本会を構成する組織は以下の通りとする。

1. 組織
  - 1) 理事会
  - 2) 部会
  - 3) 事務局
2. 役員
  - 1) 代表
  - 2) 副代表
  - 3) 常任理事会員
  - 4) 一般理事会員
  - 5) 監事会員

#### 第12条(年次総会)

1. 本会は年次総会を年1回開催することとし、代表が招集し、その議長には代表が当たる。
2. 年次総会は、次の事項をはじめとして、理事会の決定事項や本会の活動状況に関する報告を行うことを目的として開催される。
  - 1) 役員を選任および解任
  - 2) 当年度の事業(部会の活動経過および結果)および収支決算
  - 3) 翌年度の事業計画および収支予算
  - 4) その他理事会において必要と認められた事項

#### 第13条(理事会)

1. 本会に理事会を置く。
2. 本会の理事会は、理事会員により構成される。
3. 常任理事会員は、三洋電機株式会社、富士通株式会社、株式会社日立製作所、株式会社P F U、コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社、株式会社ルネサステクノロジで構成される。
4. 理事会は、この規約に定めるものに限らず、本会の運営に関わる重要事項を決議し、執行する。
5. 理事会は必要に応じて開催することとし、代表がこれを召集し、その議長には代表があたる。
6. 代表が必要と認められたとき又は理事会員の3分の1以上から請求があったときは、理事会を召集しなければならない。
7. 理事会は、理事会員の2分の1以上の出席により成立する。
8. 一般理事会員の選出は、理事会員3社の推薦に基づき、理事会員の3分の2以上の賛成をもって決定する。また、一般理事会員の解任は理事会員の3分の2以上の賛

成をもって決定する。

9. 本会の解散および本規約の変更は、理事会員の3分の2以上の賛成をもって決定する。
10. 理事会の議事は、本規約に特に定めがない限り、出席した理事会員の過半数の賛成でこれを決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
11. やむをえない理由のため理事会に出席できない理事会員は、あらかじめ通知された事項について書面（電子メール等の電子的手段を含む）をもって表決し、または委任状もしくは他の理事会員を代理人として表決を委任することができる。
12. 前項の場合における第8項および第9項の適用については、その理事会員は出席したものとみなす。

#### 第14条（部会）

1. 本会は、各種部会の場を通じて活動を行う。
2. 会員は、複数の部会に所属することができる。
3. 各部会長は、各部会員にて互選される。
4. 部会の種類、構成および運営に関して必要な事項は理事会において決定する。
5. 会員は、部会の活動に必要な場合、部会員間で秘密保持契約書を締結するものとする。

#### 第15条（技術規格書および対応製品の製造販売）

1. 本会は、UDAC技術規格書の著作権者からの委託により、当該技術規格書の配布を行う。
2. UDAC技術規格書の修正・拡張・改良については、部会にて検討し、部会から常任理事会員に提案する。常任理事会員の全員一致による承認に従い、UDAC技術規格書は修正・拡張・改良されるものとする。
3. 会員はUDAC技術規格書を、UDAC対応製品の開発・製造の検討目的にのみ使用するものとする。UDAC技術規格書の配布により、特許権・著作権・商標権などの知的財産権に基づく権利が自動的に許諾されるものではない。UDAC対応製品の開発・製造・販売に必要な特許権・著作権・商標権などの知的財産権については、各会員が個別に権利者から許諾を得るものとする。
4. 前項の定めにもかかわらず、富士通株式会社が所有する商標「UDAC」に関しては、同社からのライセンスに基づき、本会が会員に非独占・譲渡不可かつ再使用許諾不可の通常使用権を許諾するが、会員はかかる商標の使用に当たり、別途同社および本会によって定められる「UDAC商標使用規定」を遵守するものとする。

#### 第16条（ケータイdeミュージック・コンソーシアムの継承）

1. 「ケータイdeミュージック・コンソーシアム」の活動の一部を本会で引き継ぎ、下記の活動を行う。
  - 1) 「ケータイdeミュージック技術規格書」の配布
  - 2) 「ケータイdeミュージック技術規格書」に準拠して本会会員により開発された機器に関する技術規格書への準拠性の審査
  - 3) ケータイdeミュージックに関する商標の使用管理
2. ケータイdeミュージック技術規格書には秘密情報が含まれるため、会員は、当該技術規格書の受領に当たり、本会との間で、秘密保持契約を締結しなければならない。また、会員は、同技術規格書の受領にあたり、手数料として100,000円（消費税込み）を本会に支払うものとする。
3. 会員はケータイdeミュージック技術規格書を、ケータイdeミュージック対応製品の開発・製造の検討目的にのみ使用するものとする。ケータイdeミュージック技術規格書の配布により、特許権・著作権・商標権などの知的財産権に基づく権利が自動的に許諾されるものではない。ケータイdeミュージック対応製品の開発・製造・販売に必要な特許権・著作権・商標権などの知的財産権については、各会員が個別に

権利者から許諾を得るものとする。

#### 第17条（事務局）

1. 本会の組織、運営維持のための各種サポート業務、本会の資産・経費の管理の代行など本会の事務を処理する事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長を置く。事務局長は、代表の承認を得て委嘱する。
3. 事務局長は、必要ある場合、代表の承認を得て職員を置くことができる。ただし、当該職員の配置に報酬等の費用を要する場合は、理事会の承認を得るものとする。
4. 事務局長は、代表の承認を得て別に定める範囲内において本会の対外的代理行為を行うことができる。
5. その他事務局に関する必要な事項は、理事会での審議を経たうえで代表の承認をえて別に定める。

#### 第18条（代表及び副代表）

1. 本会に代表1名、副代表若干名を置く。
2. 代表、及び副代表は、理事会員の互選により定める。
3. 代表は、本会を代表し、本規約及び理事会の決議に基づき会務を執行し、副代表はこれを補佐する。

#### 第19条（監事会員）

1. 本会に監事会員を1社置く。
2. 監事会員は、会員の中から理事会の決議により選出される。
3. 監事会員は理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。
4. 監事会員は民法第59条の定めに基づき、次の業務を行う。
  - 1) 本会の財産および会計の状況の監査
  - 2) 理事会員の業務執行状況の監査
  - 3) 財産および会計または理事会員の業務執行につき不正のおそれあることを発見したときは、これを理事会へ報告すること
  - 4) 前各号の報告をなすため必要あるときは理事会を招集すること

#### 第20条（その他組織）

理事会は必要に応じて、本規約に定める以外の組織を設置することが出来る。

#### 第21条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成することとする。

#### 第22条（報酬）

第11条第2項に定める役員は、無報酬とする。

#### 第23条（実施細則）

この規約の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て代表が別に決める。

### 【第4章】 資産および会計

#### 第24条（資産の構成）

本会の資産は、年会費及びその他の収入により構成されるものとする。

#### 第25条（資産の管理）

本会の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の承認を得て定める。

#### 第26条（経費の支弁）

本会の活動に要する経費は、本会の資産をもって支弁する。

第27条（存続期間及び任期）

- 1．本会の存続期間は、設立総会開催の日より始まり、その後の存続については、別途理事会にて協議する。
- 2．代表、副代表、理事会員及び監事会員の任期については、別途理事会にて協議のうえ決議する。

第28条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算は、理事会で決議後、毎年度、年次総会において報告しなければならない。

第29条（事業報告及び収支決算）

本会の事業報告及び収支決算は、代表が各事業年度の終了前にこれを作成し、監事会員の監査を経て、理事会の決議後、年次総会において報告しなければならない。

第30条（剰余金の処理）

本会の収支決算に剰余金が生じた場合は、繰り越した欠損金があるときはその補填に充て、なお剰余金のあるときには、理事会の承認を得て、その全部または一部翌事業年度に繰り越し、または積み立てることができる。

第31条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

【第5章】 規約の変更および解散

第32条（規約の変更）

本規約は、理事会の決議を得て、変更することができる。

第33条（解散）

- 1．本会は、第2条に示した本会の目的を果たしたとき、理事会の決議を得て解散する。
- 2．残余財産がある場合、前項の手続きの後、理事会での決議に従い当該残余財産を処分する。

第34条（清算人）

本会が解散したときは、代表がその清算人となる。

（附則）

- 1．この規約は、平成15年12月11日より実施する。
- 2．本規約は、日本法により解釈されるものとする。